

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

知的障がいがある生徒に対し自立しながら地域で生活できるようにするための教育を行う高等特別支援学校を新たに設置する。

2 条例の概要

- (1) 新たに鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を東伯郡琴浦町に設置する。
- (2) 施行期日は、平成24年10月1日とする。

◇鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、図書館法の一部が改正され、条例で図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとされたことに伴い、当該任命の基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、博物館法の一部が改正され、条例で博物館協議会の委員の任命の基準を定めることとされたことに伴い、当該任命の基準について定める。

2 条例の概要

- (1) 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県監査委員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

他の都道府県の状況などを踏まえ、監査委員の定数を改める。

2 条例の概要

- (1) 監査委員の定数を5人（現行 6人）、識見を有する者のうちから選任する委員の数を3人（現行 4人）とする。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県営企業の設置等に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公営企業法施行令の一部が改正され、資本剰余金に整理すべき補助金等により取得した資産の除却損について、当該資本剰余金を取り崩して埋めることができるとする規定が削られたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正

ア 県営企業において資本的支出に充てるために補助金等の交付を受けたときは、その額に相当する金額を資本剰余金として積み立てるものとする。

イ 補助金等により取得した固定資産で知事が定めるところにより減価償却を行うものが滅失等をした場合において損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(2) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

(1)と同様の措置を講ずる。

(3) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

薬剤師、看護師等の医療従事者の増員を行い、県立病院の診療機能の充実強化を図るため、職員の定数を改める。

2 条例の概要

(1) 職員定数を1,067人（現行 1,049人）に改める。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。